- 行政救済
  - 行政機関による救済
    - 行政不服審査法
      - 行政不服申立て
        - 対象
          - 処分
            - 違法もしくは不当な
              - 処分の取消し
                - によって救済
            - 権利を設定または義務を課す
            - 具体的な法律上の効果を発生させる
          - 不作為
            - 行政庁が何らかの対応をしなければならないのに、
            - 一定の期間内に必要な対応等をしないこと
        - 種類
          - 異議申立て
            - 処分庁、不作為庁に対して不服を申し立てる手続き
          - 審査請求
            - 処分庁、不作為庁以外の行政庁に対して不服を申し立てる手続き
              - 以外の、がポイント
          - 再審査請求
            - 審査請求の採決（判断結果）に不服がある者が
            - 別の行政庁に不服を申し立てる手続き
        - 手続
          - ①不服申立要件の審理
          - ②審理
            - 不服申立ての内容に関する審理
          - ③裁決、決定
            - 裁決
              - 審査請求、再審査請求に対する
              - 審査庁の
                - 判断
                - 結果
            - 決定
              - 異議申立てに対する
              - 処分庁の
                - 判断
                - 結果
            - その種類
              - ①却下採決、却下決定
              - ②棄却採決、棄却決定
              - ③事情採決、事情決定
              - ④認容採決、認容決定
      - 処分の不当性についても判断を受けられる
  - 裁判所による救済
    - 行政事件訴訟
      - 違法もしくは不当な
        - 処分の取消し
          - によって救済
      - 行政に関する争いについての裁判
      - 取消訴訟
        - 意味
          - 行政行為、その他の行政庁の公権力の行使により
          - 不利益を受けた者が
            - その違法を主張して取り消しを求める
          - 当該処分が適法なものであるかどうかを審査
            - 処分の不当性については審理の対象とはならない
        - 対象
          - 処分
            - 行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為
          - 裁決
            - 審査請求／異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の行為
        - 要件
          - ①行政庁の処分、裁決または決定が存在すること
          - ②原告適格があること
            - 取消訴訟を提起できる資格
          - ③訴えの利益があること
            - 法律上の利益が回復されること
          - ④出訴期間内に訴訟提起がなされたこと
            - 原則として処分等があったことを知った日から六か月
          - ⑤被告適格があること
          - 審査請求前置の場合
            - ⑥不服申立てに対する裁決を経たこと
        - 判決
          - 却下判決
            - 処分の違法性については何ら判断されない
          - 本案判決
            - 容認判決
              - 処分を取り消す
            - 棄却判決
              - 処分の取り消しを求める請求に理由がないとする
            - 事情判決
              - 処分または採決が違法であるが、
              - これを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる場合
              - 請求を棄却する
    - 国家賠償
      - 国家賠償法
        - 公の営造物の設置または管理の瑕疵
          - 国は賠償責任を負う
          - 無過失責任
            - 管理者に責任がなくても負う責任
      - 処分の効力は争わない
        - 発生した損害を金銭で賠償
    - 損失補償
      - 処分の効力は争わない
        - 発生した損害を金銭で賠償
      - 国または公共団体の適法な活動によって
      - 生じた損失を補償する制度